

省エネ改修に係る所得税額の特別控除（投資型減税）

個人が、自己の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事※を行った場合において、標準的な工事費用相当額の10%をその年分の所得税額から控除します。

（注）投資型減税、ローン型減税、住宅ローン減税のいずれか選択制となります。

適用期限：平成21年4月1日～令和3年12月31日

【所得税の投資型減税（住宅ローンの借入れの有無にかかわらず利用可能）

一定の省エネ改修工事に係る標準的な工事費用相当額（上限：250万円）の10%をその年分の所得税額から控除します。

※ 一定の省エネ改修工事

以下の対象工事(1)又は(2)のいずれかに該当する工事で、標準的な工事費用相当額から補助金等*の額を除いた後の額が50万円（平成26年3月31日までに居住の用に供した場合は30万円）を超えるものをいいます。

<対象工事(1)>

表の①の改修工事又は①とあわせて行う②、③、④の改修工事（①、②はいずれも改修部位が新たに現行の省エネ基準以上の性能となるものに限る。）

①	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事	必須
②	床の断熱工事 天井の断熱工事 壁の断熱工事	
③	太陽光発電装置の設置工事	
④	高効率空調機の設置工事 高効率給湯器の設置工事 太陽熱利用システムの設置工事	

<対象工事(2)> 【平成29年4月以降に居住の用に供した場合に限る】

表の①の改修工事又は①とあわせて行う②、③、④の改修工事（①、②はいずれも改修部位が新たに現行の省エネ基準以上の性能となるものに限る。）で、改修後の住宅全体の断熱等性能等級が一段階相当以上向上し、かつ（イ）断熱等性能等級4又は（ロ）一次エネルギー消費量等級4以上かつ断熱等性能等級3となることが住宅性能評価等により証明される工事

①	居室の窓の断熱改修工事	必須
②	床の断熱工事 天井の断熱工事 壁の断熱工事	
③	太陽光発電装置の設置工事	
④	高効率空調機の設置工事 高効率給湯器の設置工事 太陽熱利用システムの設置工事	

*「補助金等」とは、工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これに準ずるものをいいます。

◆適用を受けるための主な要件

- ①その者が主として居住の用に供する家屋であること
- ②工事完了から6ヶ月以内に居住の用に供すること
- ③床面積が50㎡以上あること
- ④店舗等併用住宅の場合は、床面積の1/2以上が居住用であること
- ⑤合計所得金額が3,000万円以下であること

◆適用を受けるために必要な手続

確定申告の際、以下の書類又はその写しを税務署に提出してください。

- ①明細書
- ②登記事項証明書等(床面積が50㎡以上であることを明らかにする書類)
- ③増改築等工事証明書 ※増改築等工事証明書は、登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかに発行を依頼して下さい。

<標準的な工事費用相当額>

以下の表の「工事の内容」に応じ、「単位あたりの金額」に「単位」及び「割合」を乗じたものの合計額です。
(令和元年12月31日までに居住する場合はカッコ内の額とする。)

省エネ改修工事の内容		単位あたりの金額 (税込)	単位	割合	
全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 <small>(ガラス交換については、全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事を含む。)</small>	ガラスの交換 (1 から8 地域 ^{※1} まで)	6,300 円 (6,400円)	家屋の床面積の合計 (㎡)	1	
	内窓の新設又は交換 (1、2 及び3 地域)	11,300 円 (11,800 円)			
	内窓の新設 (4、5、6 及び7 地域)	8,100 円 (7,700 円)			
	サッシ及びガラスの交換 (1、2、3 及び4 地域)	19,000 円 (18,900 円)			
	サッシ及びガラスの交換 (5、6 及び7 地域)	15,000 円 (15,500 円)			
居室の窓の断熱性を高める工事 <small>(ガラス交換については、居室の窓の日射遮蔽性を高める工事を含む。)</small> <small>【平成29年4月以降に居住の用に供した場合に限る】</small>	ガラスの交換 (1 から8 地域 まで)	6,300 円 (6,400 円)		集熱器面積 (㎡)	「居室の窓のうち左の工事を行った窓の面積」を「全ての居室の全ての窓の面積」で除した割合
	内窓の新設又は交換 (1、2 及び3 地域)	11,300 円 (11,800 円)			
	内窓の新設 (4、5、6 及び7 地域)	8,100 円 (7,700 円)			
	サッシ及びガラスの交換 (1、2、3 及び4 地域)	19,000 円 (18,900 円)			
	サッシ及びガラスの交換 (5、6 及び7 地域)	15,000 円 (15,500 円)			
天井等の断熱性を高める工事 (1 から8 地域まで)	2,700 円 (2,700 円)	件 (台)	1		
壁の断熱性を高める工事 (1 から8 地域まで)	19,400 円 (19,300 円)				
床等の断熱性を高める工事 (1、2 及び3 地域)	5,800 円 (5,700 円)				
床等の断熱性を高める工事 (4、5、6 及び7 地域)	4,600 円 (4,700 円)				
太陽熱利用冷温熱装置 (冷暖房等及び給湯の用に供するものうち、日本工業規格A4112 に適合するもの) の設置工事	151,600 円 (140,000 円)				
太陽熱利用冷温熱装置 (給湯の用に供するものうち、日本工業規格A4111 に適合するもの) の設置工事	365,400 円 (391,400 円)				
潜熱回収型給湯器の設置工事	75,200 円 (98,400 円)				
ヒートポンプ式電気給湯器の設置工事	412,200 円 (393,200 円)				
燃料電池コージェネレーションシステムの設置工事	1,057,200 円 (1,728,700 円)				
ガスエンジン給湯器の設置工事	458,300 円 (478,600 円)				
エアコンディショナーの設置工事	88,600 円 (91,200 円)	件			
太陽光発電設備の設置工事 <small>特殊工事^{※2}</small>	太陽光発電設備の設置工事			425,500 円 (537,200 円)	
	安全対策工事			37,600 円 (53,700 円)	
	陸屋根防水基礎工事			44,000 円 (52,500 円)	
	積雪対策工事			27,800 円 (31,500 円)	
	塩害対策工事	9,000 円 (10,500 円)			
幹線増強工事	106,800 円 (105,000 円)				

※1 地域区分については、平成28年国土交通省告示第265号別表第10をご確認ください。

※2 工事の内容については、平成21年経済産業省告示第68号をご確認ください。